

長野県議会選挙区等調査特別委員会調査報告書

第1	委員会設置の経過	1
第2	調査の経過	2
1	調査方法	2
2	委員会の開催状況と協議事項等	2
3	陳情の受理状況	9
4	要望書の受付状況	10
第3	調査の状況	12
1	現状確認	12
(1)	総定数	12
(2)	選挙区	12
(3)	一票の格差	13
2	調査の進め方	13
3	見直し方針の決定	13
(1)	検討素案の検討	13
(2)	見直し方針の決定	14
ア	一票の格差	14
イ	総定数	14
4	現地調査	15
(1)	目的、実施方法	15
(2)	実施結果	16
5	見直し案の検討	16
(1)	格差縮小のための見直し	17
ア	上水内郡選挙区、東筑摩郡選挙区	17
イ	下伊那郡選挙区、飯山市下水内郡選挙区	17
(2)	地元要望による見直し（佐久市北佐久郡選挙区、小諸市選挙区）	20
ア	検討経過	20
イ	選挙区見直しの検討	20
(3)	その他	21
第4	検討結果	21
1	総定数	21
2	選挙区	21
3	一票の格差	22

第1 委員会設置の経過

平成27年4月執行の長野県議会議員一般選挙後の同年10月に「長野県議会選挙区・定数研究会」（（会長：古田英士議員）以下、研究会という。）が設置され、議員定数、一票の格差、選挙区について、一定の方向性が取りまとめられた。併せて、今後のより具体的な検討に当たっては、平成27年国勢調査の人口を基に、市町村等の意見を聴きながら、更に議論を深める必要があり、このためには法的根拠を持った特別委員会の設置が適当であるとし、これらの検討結果※が、翌28年6月に議長に報告された。

※ 研究会の検討結果

・ 総定数

「一票の格差の縮小」や「選挙区の見直し」を進める中で検討すべきである。

・ 一票の格差

格差が拡大していることに鑑み、可能な限り、格差の縮小に努めていくべきである。

・ 選挙区

「一票の格差の縮小」を検討していく中で、「飛び地」や「1人区」の解消ができる場合も考えられることから、地域の声や将来人口の状況も勘案しながら、有権者の意見の反映という観点から選挙区の設定について考えていくべきである。

この報告を受けて、議長から議会運営委員長に対し特別委員会の設置について検討するよう依頼があり、議会運営委員会において、所要の検討を行った結果、「長野県議会選挙区等調査特別委員会設置に関する決議」案を委員会発議することとした。この決議案は、6月24日の本会議において、全会一致で可決され、選挙区等の見直しに関する事項の調査を付託された特別委員会の設置が決定した。

なお、本委員会の委員構成は次のとおりである。

委員長	古田 英士		
副委員長	高橋 宏		
委員	服部 宏昭	萩原 清	平野 成基
	今井 敦	小林 東一郎	荒井 武志
	宮澤 敏文	太田 昌孝（平成29年9月26日まで）	
	中川 宏昌（平成29年9月29日以降）		小林 伸陽

※ 平成29年9月26日の太田昌孝委員の議員辞職に伴い、欠員となった委員に、同月29日の本会議において、中川宏昌委員が選任された。

※ 委員外議員として高島陽子議員が参加した。

第2 調査の経過

1 調査方法

研究会の検討結果を踏まえ、総定数、一票の格差、選挙区に関して、平成27年国勢調査人口の速報値及び確定値（平成28年10月31日確報）に基づき、将来への影響も考慮しつつ、検討を行った。

また、平成31年4月に執行が見込まれる次期一般選挙に向けて、県民への十分な周知期間の確保にも配慮することとした。

調査に当たっては、必要な資料の提出及び説明を理事者及び事務局に対して求めること、閉会中も委員会を開催すること、また、関係市町村等からの意見聴取のため、現地調査を実施すること等を決定した。

更には、地元等から提出された陳情や要望の内容も参考にし、今回の見直しに関しては多くの県民の理解が得られるよう努めた。

2 委員会の開催状況と協議事項等

○ 第1回委員会（平成28年7月1日）

【年間活動計画の決定】

○ 第2回委員会（平成28年9月15日）

【付託事件に係る調査】

- ・ 都道府県議会議員の定数及び選挙区に係る法律について
- ・ 国勢調査人口について
- ・ 県議会議員選挙区等について

※ 研究会の報告に沿い、一票の格差の検討を最優先して、格差縮小のための試算等の調査を進めることを決定

【提出資料】

- ・ 都道府県議会議員の定数及び選挙に係る法律等の規程等について
- ・ 平成27年国勢調査結果速報値について
- ・ 県議会議員選挙区等の状況について（議員定数等の推移、選挙区別議員定数、都道府県別議員定数等の状況）

○ 第3回委員会（平成28年10月4日）

【付託事件に係る調査】

- ・ 調査方法を決定（当面、総定数を現行の58人とした上で、一票の格差2倍以内を目安とする検討素案を基に調査を進める）
- ・ 平成27年国勢調査人口（速報値）により試算した検討素案の結果及び関係市町村の状況を確認

【提出資料】

- ・ 調査方法について（一票の格差縮小に向けた試案検討案）
- ・ 検討素案の考え方について（選挙区の合区）

- ・ 平成 27 年国勢調査人口（速報値）による選挙区別議員定数の試算
※ 総定数 58 人
 - ・ 将来推計人口に基づくシミュレーション ※総定数 58 人
 - ・ 検討素案における市町村（上水内郡、東筑摩郡、飯山市下水内郡の各選挙区）の状況について
- 第 4 回委員会（平成 28 年 10 月 6 日）
 - 【付託事件に係る調査】
 - ・ 検討素案等に対する各会派の意見の報告
- 第 5 回委員会（平成 28 年 11 月 18 日）
 - 【付託事件に係る調査】
 - ・ 平成 27 年国勢調査結果確定値について
 - ・ 上記に基づく検討素案の試算結果の確認
 - ・ 検討素案等に対する各会派の意見の報告（一票の格差、選挙区等について協議）
 - 【提出資料】
 - ・ 平成 27 年国勢調査結果確報の概要
 - ・ 平成 27 年国勢調査人口（確定値）による検討素案の試算結果一覧
※ 総定数 58 人
- 第 6 回委員会（平成 28 年 12 月 2 日）
 - 【付託事件に係る調査】
 - ・ 検討素案等に対する各会派の意見の報告・協議（一票の格差を概ね 2 倍程度とすることを確認）
 - 【提出資料】
 - ・ 都道府県別 1 人区等の状況について
- 第 7 回委員会（平成 28 年 12 月 8 日）
 - 【付託事件に係る調査】
 - ・ 総定数に対する各会派の意見の報告・協議
 - 【提出資料】
 - ・ 都道府県別選挙区・議員定数等の検討状況について
- 第 8 回委員会（平成 29 年 2 月 17 日）
 - 【付託事件に係る調査】
 - ・ 総定数に対する各会派の意見の報告・協議（総定数を 1 人削減することを確認）
 - 【提出資料】
 - ・ 総定数に係るこれまでの検討内容について
- 第 9 回委員会（平成 29 年 3 月 13 日）
 - 【付託事件に係る調査】

- ・ 選挙区の見直しについて（現地調査の実施を決定）
- 【提出資料】
 - ・ 市町村の状況について（北佐久郡、下伊那郡）
 - ・ 選挙区見直し検討に係る参考資料 ※ 総定数 57 人の試算
 - ・ 共産党県議団提出の見直し案 ※ 総定数 57 人
- 第 10 回委員会（平成 29 年 3 月 16 日）
 - 【付託事件に係る調査】
 - ・ 選挙区の見直しについて（現地調査の対象選挙区、実施方法等を決定）
 - 【提出資料】
 - ・ 選挙区の見直しに係る現地調査について
- 市町村あて通知（平成 29 年 3 月 24 日）
 - 委員会の検討状況等について情報提供
- 第 11 回委員会（平成 29 年 4 月 19 日）
 - 【年間活動計画の決定】
 - 【付託事件に係る調査】
 - ・ 選挙区の見直しについて（現地調査の説明事項等を確認）
 - 【提出資料】
 - ・ 選挙区の見直しに係る現地調査について
- 現地調査（平成 29 年 5 月 25 日、29 日、30 日及び 6 月 2 日）
 - 【調査先】
 - ・ 佐久会場（5 月 25 日）
 - 佐久市北佐久郡選挙区及び小諸市選挙区
 - （佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町及び小諸市の首長及び議長等）
 - ・ 飯田会場（5 月 29 日）
 - 下伊那郡選挙区及び飯田市選挙区
 - （松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村及び飯田市の首長及び議長等）
 - ・ 松本会場（5 月 30 日）
 - 東筑摩郡選挙区及び松本市選挙区
 - （麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村及び松本市の首長及び議長等）
 - ・ 長野会場（6 月 2 日）
 - 上水内郡選挙区及び長野市選挙区
 - （信濃町、飯綱町、小川村及び長野市の首長及び議長等）

- ・ 中野会場（6月2日）
飯山市下水内郡選挙区及び中野市下高井郡選挙区
（飯山市、栄村、中野市、山ノ内町、木島平村及び野沢温泉村の首長及び議長等）

【調査事件】

選挙区等の見直しに関する事項（調査対象市町村からの意見聴取）

【提出資料】

- ・ 長野県議会議員の選挙区及び議員定数の検討状況等について
- ・ 選挙区見直し等に関する要望等一覧（各会場で対象地域分を配付）

○ 第12回委員会（平成29年6月16日）

【付託事件に係る調査】

選挙区の見直しについて（現地調査結果の確認）

【提出資料】

- ・ 現地調査における主な意見
- ・ 現地調査における発言要旨

○ 第13回委員会（平成29年6月23日）

【付託事件に係る調査】

- ・ 選挙区の見直しについて各会派の意見の報告・協議（地元要望により検討を開始した佐久市北佐久郡選挙区については、一票の格差縮小のための選挙区等の見直しをした後に検討することを決定）

【提出資料】

- ・ 現地調査における主な意見

○ 第14回委員会（平成29年6月30日）

【付託事件に係る調査】

- ・ 陳情の審査
- ・ 選挙区等の見直しについて協議

○ 第15回委員会（平成29年7月4日）

【付託事件に係る調査】

- ・ 選挙区等の見直しについて各会派からの報告・協議（上水内郡、東筑摩郡の各選挙区を長野市、松本市の選挙区とそれぞれ合区することを確認）

【提出資料】

- ・ 平成27年国勢調査人口（確定値）による選挙区別議員定数の試算
※ 総定数57人

○ 第16回委員会（平成29年7月6日）

【付託事件に係る調査】

- ・ 選挙区等の見直しについて各会派からの報告・協議（各選挙区への

定数配当について、現行どおり人口比例原則によることを確認)

- ・ 陳情の審査

【提出資料】

- ・ 将来推計人口に基づくシミュレーション ※ 総定数 57 人
- ・ 一票の格差縮小のための選挙区合区に係る試算結果
※ 総定数 57 人

○ 第 17 回委員会 (平成 29 年 9 月 12 日)

【付託事件に係る調査】

- ・ 選挙区等の見直しについて各会派からの報告・協議

【提出資料】

- ・ 一票の格差縮小のための選挙区見直しに係る試算結果
※ 総定数 57 人

○ 第 18 回委員会 (平成 29 年 9 月 22 日)

【付託事件に係る調査】

- ・ 選挙区等の見直しについて各会派からの報告・協議

【提出資料】

- ・ 複数市で構成される選挙区の全国状況
- ・ 一票の格差縮小のための選挙区見直しに係る試算結果
※ 総定数 57 人

○ 第 19 回委員会 (平成 29 年 9 月 29 日)

【付託事件に係る調査】

- ・ 選挙区等の見直しについて各会派からの報告・協議

【提出資料】

- ・ 一票の格差縮小のための選挙区見直しに係る試算結果
※ 総定数 57 人

○ 第 20 回委員会 (平成 29 年 10 月 3 日)

【付託事件に係る調査】

- ・ 選挙区等の見直しについて各会派からの報告・協議

【提出資料】

- ・ 格差縮小のための見直しに係る自民党県議団提出の見直し修正案
(選挙区別議員定数の試算結果、将来推計人口に基づくシミュレーション) ※ 総定数 57 人

○ 第 21 回委員会 (平成 29 年 10 月 5 日)

【付託事件に係る調査】

- ・ 選挙区等の見直しについて各会派からの報告 (11 月定例会で条例案を提出する方向を確認)
- ・ 陳情の審査

【提出資料】

- ・ 選挙区見直し等に関する要望一覧（佐久市北佐久郡選挙区）
- ・ 「佐久市・北佐久郡」及び「小諸市」の各選挙区に関する各種団体の構成市町村等

○ 第 22 回委員会（平成 29 年 11 月 10 日）

【付託事件に係る調査】

- ・ 選挙区等の見直しについて各会派からの報告
 - * 格差縮小のための見直し
正副委員長において案をとりまとめることを決定
 - * 佐久地域の選挙区見直し
試算結果を確認

【提出資料】

- ・ 佐久地域の選挙区見直しに関する選挙区別定数の試算結果
- ・ 上記に係る将来推計人口に基づくシミュレーション結果
- ・ 一票の格差縮小のための選挙区見直しに係る試算結果

○ 第 23 回委員会（平成 29 年 11 月 17 日）

【付託事件に係る調査】

- ・ 選挙区等の見直しについて
 - * 格差縮小のための見直し
下伊那郡選挙区を分割して再編する正副委員長案が示され、この案を委員会として決定
 - * 佐久地域の選挙区見直し
各会派からの報告・協議

【提出資料】

- ・ 格差縮小のための選挙区見直しに係る正副委員長案（上水内郡、東筑摩郡をそれぞれ長野市、松本市に合区することに加え、下伊那郡北部を単独選挙区とし、同郡西南部を飯田市と合区するもの）

○ 第 24 回委員会（平成 29 年 11 月 24 日）

【下伊那郡町村会長の口頭陳情】

第 23 回委員会で決定した下伊那郡選挙区を分割して再編する見直し案は、最も受け入れ難く、議論の経過、決定の根拠について説明を要望

【付託事件に係る調査】

- ・ 選挙区等の見直しについて
 - * 佐久地域の選挙区見直し
各会派からの報告・協議

○ 下伊那郡選挙区見直しに係る関係市町村への説明（平成 29 年 11 月 30 日）

- ※ 下伊那郡町村会等からの要望を受けて実施

【出席者】

下伊那郡町村会、同議長会及び飯田市の首長及び議長等
(松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、
売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村及び飯田市)

【説明者】

古田委員長、高橋副委員長

【会場】

県庁議会棟（県議会定例会の会期中のため）

【説明内容】

下伊那郡選挙区の見直し案に係る経過及び根拠（質疑応答）

【提出資料】

検討経過、試算結果、見直しに係る正副委員長案（委員会資料）

- ※ 下伊那郡町村会及び同議長会から、同選挙区の分断に反対し、
見直しの議案を拙速に提出しないこと等を求める要望書の提出
あり

○ 第 25 回委員会（平成 29 年 12 月 1 日）

【付託事件に係る調査】

- ・ 選挙区等の見直しについて
 - * 格差縮小のための見直し
下伊那郡各町村及び飯田市に対して行った見直し案の説明結果の報告及び今後の取扱いの協議（正副委員長において当該地域の市町村の意向を確認するため、現地調査することを決定）
 - * 佐久地域の選挙区見直し
各会派からの報告・協議

【提出資料】

- ・ 下伊那郡町村会及び同郡議長会等への説明概要

○ 現地調査〔下伊那郡選挙区の見直し関係〕（平成 29 年 12 月 4 日）

【調査先】

下伊那郡選挙区及び飯田市選挙区
(松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、
売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村及び飯田市の首長
及び議長等)

【調査事件】

下伊那郡選挙区の見直しに関する事項
(調査対象市町村からの見直し案に対する意見を聴取)

○ 第 26 回委員会（平成 29 年 12 月 5 日）

【付託事件に係る調査】

- ・ 選挙区等の見直しについて
 - * 格差縮小のための見直し
下伊那郡選挙区の見直し案に係る現地調査の結果を報告、見直し案について協議（現地調査の結果を踏まえ、下伊那郡選挙区の見直しは、当初検討していた下伊那郡と飯田市を合区し、定数を1減することを最終決定）
 - * 佐久地域の選挙区見直し
各党派からの報告・協議（地元市町村の意見は再編に賛否両論があり、委員会内でも意見が一致せず、関連データによる根拠も弱いため、今回は現行どおりとすることを決定）

【提出資料】

- ・ 下伊那郡選挙区の見直しに関する現地調査結果について

○ 第27回委員会（平成29年12月7日）

【付託事件に係る調査】

- ・ 改正条例案について協議・決定
- ・ 陳情の審査

【委員会報告書の協議・決定】

【提出資料】

- ・ 委員会提出議案の案提出書（長野県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例案（案））
- ・ 長野県議会選挙区等調査特別委員会調査報告書（案）

3 陳情の受理状況

「長野県議会議員下伊那郡選挙区及び同選挙区の議員定数の維持を求めることについて」

平成29年6月16日 泰阜村長 松島 貞治 外12名

「長野県議会議員下伊那郡選挙区及び定数の維持を求めることについて」

平成29年6月20日 平谷村議会議員 川上 明利

「長野県議会議員下伊那郡選挙区及び定数の維持について」

平成29年6月21日 泰阜村議会議員 丸本 清

「長野県議会議員下伊那郡選挙区及び同選挙区の議員定数の維持を求めることについて」

平成29年6月21日 大鹿村議会議員 熊谷 英俊 外7名

「長野県議会議員下伊那郡選挙区及び同選挙区の議員定数の維持を求めることについて」

平成29年6月21日 高森町議会議員 本島 昭

「長野県議会議員下伊那郡選挙区及び定数の維持を求めることについて」

平成 29 年 6 月 23 日 阿南町議会議員 勝野 猶美
「長野県議会議員下伊那郡選挙区及び定数の維持について」
平成 29 年 6 月 23 日 阿智村議会議員 高坂 和男
「長野県議会議員下伊那郡選挙区及び定数の維持を求めることについて」
平成 29 年 6 月 23 日 売木村議会議員 松村 尚重
「長野県議会議員下伊那郡選挙区及び定数の維持を求めることについて」
平成 29 年 6 月 26 日 下條村議会議員 村松 積
「長野県議会議員下伊那郡選挙区及び定数の維持について」
平成 29 年 6 月 26 日 天龍村議会議員 板倉 幸正
「長野県議会議員下伊那郡選挙区及び議員定数の維持を求めることについて」
平成 29 年 9 月 20 日 喬木村議会議員 下岡 幸文
「長野県議会議員の定数 1 減に対し飯水と中高の合区に断固反対し、
飯山市・下水内郡区の維持、定数の確保を求めることについて」
平成 29 年 9 月 25 日 飯山市議会議員 佐藤 正夫

4 要望書の受付状況

「県議会議員選挙区の区割り等について（要望）」
平成 28 年 11 月 22 日 小諸市議会議員 相原 久男 外 2 名
「長野県議会議員定数の見直しに関する要望書」
平成 29 年 3 月 2 日 下伊那郡町村会長 松島 貞治 外 1 名
「県議会議員選挙の区割りについて（要望）」
平成 29 年 4 月 4 日 立科町長 米村 匡人 外 1 名
「県議会議員選挙区の区割りについて（お願い）」
平成 29 年 4 月 6 日 特定非営利活動法人 すくすく子育てファミリー
理事長 市川 和美
「県議会議員選挙区の区割り等について（要望）」
平成 29 年 4 月 11 日 小諸市長 小泉 俊博 外 2 名
「長野県議会選挙区の飯山市・下水内郡区議員定数に関する要望書」
平成 29 年 4 月 11 日 飯山市議会議員 佐藤 正夫
「県議会選挙区の区割りについて（要望）」
平成 29 年 4 月 18 日 特定非営利活動法人 しいある倶楽部
代表 鈴木 美津子
「県議会議員選挙の区割りについて（お願い）」
平成 29 年 4 月 18 日 軽井沢町民有志 代表 百瀬 湜夫
「県議会議員選挙の区割りに関する要望書」
平成 29 年 5 月 10 日 北佐久の明日を考える会 代表 簗下 良夫

- 「県議会議員選挙区の区割り等について（要望）」
平成 29 年 5 月 23 日 小諸商工会議所 会頭 掛川 興太郎 外 5 名
- 「県議会議員選挙区の区割りについて要望」
平成 29 年 5 月 30 日 御代田町住民有志 林 春二 外 1 名
- 「長野県議会選挙区の飯山市・下水内郡区議員定数に関する要望書」
平成 29 年 6 月 2 日 飯山市長 足立 正則 外 1 名
- 「長野県議会議員下伊那選挙区及び定数の維持に関する意見書」
平成 29 年 6 月 12 日 豊丘村議会議長 下平 豊久
- 「県議会議員選挙区の区割り等について要望」
平成 29 年 6 月 16 日 御代田町住民選挙区割りを考える会
代表 荻原 安雄
- 「長野県議会議員の選挙区及び議員定数に関する決議」
平成 29 年 6 月 27 日 飯田市議会議長 清水 勇
- 「長野県議会議員下伊那選挙区及び定数の維持に関する要望書」
平成 29 年 6 月 30 日 松川町議会議長 森谷 岩夫
- 「長野県議会議員下伊那郡選挙区定数及び同選挙区の維持に関する要望書」
平成 29 年 9 月 21 日 下伊那郡町村会長 松島 貞治 外 1 名
- 「長野県議会選挙区の飯山市・下水内郡区議員定数に関する要望書」
平成 29 年 9 月 25 日 飯山市長 足立 正則 外 2 名
- 「県議会議員選挙区の区割り変更等についての要望書」
平成 29 年 9 月 28 日 小諸市長 小泉 俊博 外 2 名
- 「長野県議会選挙区の中野市・下高井郡区及び同選挙区の議員定数の維持に関する要望書」
平成 29 年 9 月 29 日 中野市長 池田 茂
- 「長野県議会議員下伊那郡選挙区及び同選挙区の議員定数の維持を求める要望書」
平成 29 年 10 月 3 日 下伊那郡町村会長 松島 貞治 外 25 名
- 「長野県議会議員下伊那郡選挙区定数及び同選挙区の維持を求める要望書」
平成 29 年 10 月 5 日 下伊那郡南部地区議員会長 丸本 清 外 4 名
- 「長野県議会議員選挙区における佐久地域の選挙区について、南佐久郡区も含め佐久地域全体で選挙区を設定することを求める要望書」
平成 29 年 10 月 5 日 佐久地域全体で県議選挙区の区割りを考える会
会 長 井出 清嗣
- 「長野県議会議員選挙における選挙区見直しに関する要望書」
平成 29 年 10 月 31 日 長野県市長会長 小口 利幸
- 「長野県議会における選挙区及び議員定数のあり方の検討に関する要望書」
平成 29 年 11 月 8 日 長野県町村会長 藤原 忠彦 外 1 名

「次回県議選の選挙区等について」

平成 29 年 11 月 21 日 日本共産党 飯伊地方議員団長 唐沢 啓六

「(下伊那郡選挙区見直しに係る議論の経過、決定の根拠を求める)要望書」

平成 29 年 11 月 22 日 下伊那郡町村会長 松島 貞治 外 1 名

「長野県議会議員選挙区等の見直しに関する要望書」

平成 29 年 11 月 30 日 下伊那郡町村会長 松島 貞治 外 1 名

「県議会議員選挙区の区割りについて (再要望)」

平成 29 年 12 月 4 日 立科町長 米村 匡人 外 1 名

「長野県議会議員選挙区等の見直しに関する要望書」

平成 29 年 12 月 6 日 下伊那郡町村会長 松島 貞治

第 3 調査の状況

1 現状確認

都道府県議会議員の定数や選挙区に関連する制度及び県内外の状況等を把握するため、公職選挙法等の法令、各選挙区の議員定数、議員定数算定の基となる国勢調査人口、議員数や一票の格差等に関する全国状況など、基礎的な資料やデータにより、以下の内容を確認した。

(1) 総定数

本県の人口は、国勢調査によると平成 12 年の 221.5 万人をピークに減少し、平成 27 年には 209.9 万人に減少している。

議員の総定数は平成 15 年改選時に条例定数を 62 人から 4 人減員して以来、58 人となっている。

都道府県議会議員の定数に係る地方自治法の規定は、平成 23 年の改正により法定上限数が撤廃され、各自治体が「条例で定める」こととなっている。

全国の状況と比べると、本県は議員定数が多い方から 15 位と人口順位の 16 位とほぼ同位である。また、議員 1 人当たりについての各種指標を見ると、人口が 21 位 (平成 27 年国勢調査 36,186 人)、面積は 6 位 (同 234 キロメートル)、市町村数は 2 位 (1.33) となっている。

(2) 選挙区

平成 19 年の改選前に、市町村合併による選挙区の新設、強制合区のほか、一票の格差是正や飛び地解消等の理由により任意合区による選挙区の見直しを行い、選挙区数をそれまでの 30 から現行の 26 とした。

公職選挙法の選挙区に関する規定は、平成 25 年の改正によって、市町村合併の進展により地域代表の単位としての郡の存在意義が大きく変質している等の理由により、選挙区設定の単位が「郡市」から「市町村」に変更されている。また、飛び地の選挙区については、新たな設置は認められないが、

現行の選挙区については、当該区域の変更が行われるまでは維持できるとする経過措置が講じられている。

全国状況との比較では、選挙区数は多い方から 14 位、5 つある飛び地は最多、11 ある 1 人区の数、全選挙区数に占める割合で 16 位（42.3%）となっている。

（3）一票の格差

各選挙区における議員 1 人当たり人口の最大格差は、平成 19 年 4 月執行の一般選挙前の選挙区見直しにより 1.94 倍であったが、その後の小規模町村の人口減少や市町村合併等の影響により拡大し、平成 27 年 4 月執行の一般選挙では 2.20 倍となっている。

なお、都道府県議会議員の定数訴訟判決（公職選挙法第 271 条に規定される特例選挙区は含まない）では、平成元年東京都議会議員選挙での 3.09 が最高裁判決で違法とされている。

ちなみに、高裁判決においては、昭和 62 年千葉県議会議員選挙での 2.81 倍、平成 3 年愛知県議会議員選挙での 2.89 倍が違法とされた。（いずれも最高裁判決では合法）。

2 調査の進め方

最新の国勢調査人口を反映させた各選挙区の状況を確認するため、平成 27 年国勢調査人口（速報値）に基づき、総定数及び選挙区を現行どおりとする条件で、公職選挙法に規定する人口比例の原則により、各選挙区の定数を試算した。

その結果、定数は松本市選挙区で 1 人増加、下伊那郡選挙区で 1 人減少し、議員 1 人当たり人口は、最小の上水内郡選挙区が 22,210 人、最大の下伊那郡選挙区が 60,649 人となり、最大格差は 2.7307 倍と、平成 27 年改選時の 2.2011 倍を大きく超えることが判明した。

以上のことを確認した上で、調査方法については、研究会での検討結果（1 ページ参照）を踏まえて議論を進めることとし、また、「総定数」、「一票の格差」、「選挙区」の検討項目のうち、まず、「一票の格差」の検討を優先させ、格差縮小のための試案の検討などの調査を進めることを決定した。

3 見直し方針の決定

（1）検討素案の検討

一票の格差縮小に向けた調査を進めるに当たり、正副委員長において、検討のたたき台として、選挙区の合区を行う検討素案を提示した。

これは、総定数を現行の 58 人とした上で、議員 1 人当たり人口の少ない

選挙区から順番に、最大格差が2倍以内になることを目安に、各選挙区を一括して隣接区と合区することとし、以下の3つのパターンについて試算したものである。

まず、議員1人当たり人口が最も少ない上水内郡、次いで、東筑摩郡、飯山市下水内郡の各選挙区を対象に、①上水内郡、②上水内郡・東筑摩郡、③上水内郡・東筑摩郡・飯山市下水内郡のパターンごとに、隣接する選挙区と合区する条件で、公職選挙法の規定に従い、平成27年国勢調査人口（確定値）に基づいて計算することとした。

また、合区先の選挙区については、各選挙区に隣接する市町村との間において、行政区画、地勢、交通等の関係や、通勤圏、通学圏、商圈といった日常生活圏における関連性を確認し、これにより、①上水内郡は長野市、②東筑摩郡は松本市、③飯山市下水内郡は中野市下高井郡を合区の対象とすることとした。

この試算の結果、最大格差は、①は2.7284倍、②は2.1436倍、③は1.9515倍となり、①と③のパターンでは一部の選挙区において定数の増減があることを確認した。

併せて、将来推計人口を基に、パターンごとに平成47年までの向こう5回の一般選挙にわたるシミュレーションを行うなど、中長期的なデータも確認しながら、詳細な検討を行った。その結果、「一票の格差」、「総定数」について、次のとおり見直しの方針を決定した。

（2）見直し方針の決定

ア 一票の格差

全国の状況や過去の判例等を参考に一票の格差を議論したところ、「格差がないのが最も望ましいが、選挙区を設定する中で確実に実行できるわけではない」、「2倍を超えても法的に許容される範囲ならよい」、「今回改選時の2.20倍以内にすべき」、「格差は小さい方が望ましいため、2倍以内にすべき」など様々な意見が出された。

各党派での検討も重ねて協議した結果、最低でも現行の2.20倍を超えない範囲内で、格差を縮小させていく必要があるとの方向で意見が集約され、「概ね2倍程度を目指す」との方針を決定した。

イ 総定数

これまでの見直し経過や本県の人口減少の状況等を踏まえた上で総定数を議論したところ、「人口減少を踏まえ減員すべきである」、「本県では過去に定数を減らしており、広範な面積や多くの市町村を有することから現状のままでよい」、「より多くの県民の声を県政に反映するには定数は多

い方が望ましく、増員の検討も必要」など、様々な意見が出された。

各党派での検討も重ねながら協議した結果、人口減少の状況を踏まえれば総定数の減員はやむを得ないが、本県の面積、市町村数等の特性を踏まえると大きく削減すべきでないとの方向で意見が集約された。

また、減員数については、平成 23 年に法定上限数が撤廃されたこと、これまで改選期ごとに定数見直しの議論をしてきたことを踏まえると、平成 27 年改選時から減少した人口を基に減員数を定めるべきとの方向が出された。

このため、平成 27 年改選時の人口基礎データとしての国勢調査人口をみた場合、平成 22 年の 215.2 万人と平成 27 年の 209.9 万人を比較すると、県全体で約 5.4 万人が減少しており、平成 27 年国勢調査に基づく議員 1 人当たり人口が 3.6 万人であることを踏まえると、本県の人口減に見合った議員数の減は 1 人が適当と考えられ、「総定数を 1 人減員する」ことが適当と決定した。

4 現地調査

(1) 目的、実施方法

「総定数を 1 人減員する」方針に従い、57 人の総定数、現行の選挙区を条件に、平成 27 年国勢調査人口（確定値）に基づき、人口比例の原則により試算を行った。その結果、下伊那郡選挙区で 1 人減員となり、この場合の議員 1 人当たり人口は、最大の下伊那郡で 60,619 人、最小の上水内郡で 22,197 人となり、最大格差は 2.7310 倍に拡大することを確認した。

「概ね 2 倍程度を目指す」という「一票の格差」の方針も考慮しながら、減員区を含めたより具体的な選挙区の見直しに当たっては、議員 1 人当たり人口の少ない選挙区又は多い選挙区を合区する複数パターンでの試算を行う必要があるが、平成 25 年の公職選挙法改正により選挙区設定の自由度が増していることも踏まえ、まずは、該当市町村の意見を聴くための現地調査を実施することとした。

調査対象の選挙区については、今回の見直しが一票の格差縮小を優先して検討していることから、調査対象の選挙区をある程度絞り込むこととした。また、今回の見直しに当たり、小諸市議会、北佐久郡軽井沢町議会及び御代田町議会の議長から、現行の選挙区を見直して当該区域を一の選挙区とする要望があったことから、この地域も現地調査の対象とすることとした。

なお、現地調査の対象選挙区に係る協議において、一部委員からは、可能な限り一票の格差を縮小するとともに、飛び地や 1 人区の解消を図り、選挙区を 26 から 16 に再編する全県的な見直し案も出された。

この案に対しては、検討対象が拡大し過ぎること、検討に要する時間が膨

大になること、また、研究会の検討結果において、一票の格差縮小を検討していく中で「飛び地」「1人区」の解消ができることも考えられる、とされた経過もあること等から、今後の調査で必要になった場合に検討することとなった。

以上の経緯を踏まえ、一票の格差縮小に向けて、上水内郡と長野市、東筑摩郡と松本市、飯山市下水内郡と中野市下高井郡、下伊那郡と飯田市の各選挙区、また、地元要望のあった佐久市北佐久郡と小諸市の各選挙区、計10選挙区について、地元市町村の首長及び議長から意見を聴く現地調査を実施することとした。

(2) 実施結果

調査においては、本委員会での検討状況や試算結果等を説明した上で、出席者から意見聴取を行った。調査結果の概要は次のとおりである。

区分	対象選挙区	合区等の見直し	その他の意見 ^{※1}
格差縮小のための見直し	上水内郡と長野市	・やむなし（全町村）	定数は現状どおり
	東筑摩郡と松本市	・反対（多数） ・容認（一部）	郡分割は反対
	下伊那郡と飯田市	・反対（全町村）	定数は現状どおり （全町村）
	飯山市下水内郡と中野市下高井郡	・反対（多数） ・県議会の判断にゆだねる（一部）	定数は現状どおり （合区の場合でも定数は現状どおり）
地元要望	小諸市と佐久市北佐久郡	・再編 ^{※2} （多数） ・現状維持（一部）	南佐久郡との合区も検討

※1：記載のほか、全ての会場において、公職選挙法の規定による人口比例原則のみで議員定数を決定することに疑問がある等の意見あり

※2：佐久地域の再編案…小諸市・軽井沢町・御代田町（定数2）と佐久市・立科町（同3）

5 見直し案の検討

現地調査の実施後、調査結果の確認を行い、具体的な見直し案の作成に向けて、各党派での検討も実施しながら、次のとおり検討を進めた。

なお、検討に当たっては、格差縮小のための見直しと地域要望による見直しの双方につき行うこととした。

(1) 格差縮小のための見直し

これまで検討してきた複数の選挙区について、総定数を 57 人とした上で合区する試算を行った。

【試算結果】

合区パターン	最大格差	定数 1 減の選挙区
①上水内郡と長野市、東筑摩郡と松本市	2.5916 倍	下伊那郡（2 人→1 人）
②上水内郡と長野市、東筑摩郡と松本市、下伊那郡と飯田市	2.1436 倍	飯田市・下伊那郡（5 人→4 人）
③上水内郡と長野市、東筑摩郡と松本市、飯山市下水内郡と中野市下高井郡	1.9515 倍	飯山市下水内郡・中野市下高井郡（3 人→2 人）

ア 上水内郡選挙区、東筑摩郡選挙区

上記の試算結果を踏まえ、議員 1 人当たり人口が最小、もしくは 2 番目に少ない上水内郡及び東筑摩郡の両選挙区は、現地調査において合区反対等の意見があったものの、方針で定めた一票の格差を解消するためには、隣接区と合区せざるを得ないことから、上水内郡選挙区を長野市選挙区に、東筑摩郡選挙区を松本市選挙区に合区することが適当と決定した。

なお、上水内郡、東筑摩郡については、それぞれの合区において、上記の①、②、③いずれのパターンでも定数は実質的に現状を維持することを確認した。

イ 下伊那郡選挙区、飯山市下水内郡選挙区

(ア) 定数配当方法の確認

次に、定数が一減となる選挙区を検討するに当たり、まず、各選挙区の定数配当の方法について整理をした。

本県では、これまで公職選挙法第 15 条第 8 項で規定する人口比例の原則を厳格に適用してきているが、同項のただし書きで規定する「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」という特例の適用についても議論を行った。

その結果、「過去の研究会において長野市で定数を 1 人減員する検討をしたことがあるものの、長野市も市町村合併により過疎地を多く抱えるなどの課題があり、人口比例原則どおりとした経過がある。特定の

選挙区のみ減員することは難しい。」との意見が出され、特例は適用せずに、引き続き人口比例の原則によることで合意した。

(イ) シミュレーション結果の確認

次いで、上記①から③のパターンごとに整理した将来推計人口に基づくシミュレーションの結果を確認し、各会派での検討状況の報告を聞いた上で、協議した。

各会派からの報告では、①は最大格差が平成 27 年執行の一般選挙時の 2.2011 倍を上回るうえ、「概ね 2 倍程度を目指す」とした一票の格差の方針に沿わない、②は下伊那郡及び飯田市を合区した選挙区の面積が最も広くなり、市町村数も最多の選挙区となる、③は飯山市、中野市の市同士の合区となるが、「市」は選挙区設定の基本の一つであることが公職選挙法に規定されており、また、本県では市同士の合区の事例がなく、全国的にも極めて例が少ない等、各パターンの課題が指摘された。また、これらの案以外にも、1 人区及び飛び地の更なる解消について検討すべきとの意見も出された。

これらの協議内容を各会派に持ち帰り協議を重ね、上水内郡及び東筑摩郡の 2 選挙区の合区を前提とした上で、以下の 2 案に絞り込んだ。

- ・ ①の下伊那郡選挙区を現行選挙区のまま定数 1 減とする案
- ・ ③の飯山市下水内郡選挙区を中野市下高井郡選挙区と合区して定数 1 減とする案

(ウ) 見直し案の比較検討

さらに検討を重ねたところ、①案では一票の格差が 2.2011 倍から 2.5916 倍に拡大してしまい、また、②案では地元の反対が強いことから、①の修正案として、飛び地である下伊那郡選挙区の区割りを見直して、北部（松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村）を定数 1 の単独選挙区、西南部（阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村）を飯田市と合区の上、定数 3 とすることで、最大格差を 2.1436 倍とする新たな案が示された。

このため、引き続き各会派での検討も行いながら議論を深めたが、定数 1 減をどの選挙区で行うのかについて、下伊那郡選挙区の区割りを見直す①の修正案と、③の飯山市下水内郡を合区する案に意見が分かれた。

委員会としての対応を協議した結果、今回の見直しは多数決ではなく、全会一致により委員会案をまとめるべきであるとの意見で全委員が合意したため、見直し案の決定は正副委員長に一任することとなった。

これを受け、正副委員長が、下伊那郡の北部を単独選挙区とし、同郡

の西南部を飯田市と合区する①の修正案を見直し案にするとして、次の理由を整理した。

まず、平成27年国勢調査人口に基づく総定数1減の試算では、下伊那郡選挙区が減員となり、一票の格差は同選挙区で2.7310倍と最大になること、上水内郡、東筑摩郡及び下伊那郡をそれぞれ合区することにより、一票の格差は2.1436倍に縮小し、将来推計人口に基づく試算でも当面は2倍程度を維持することを挙げた。

さらに、飯山市下水内郡選挙区を合区する③については、前述のとおり市同士の合区には多くの課題があり、慎重な検討を要するとした。

以上のとおり、①の修正案を見直し案にすることを各委員に諮ったところ、了承され、格差縮小のための選挙区の見直しは、上水内郡選挙区と長野市選挙区、東筑摩郡選挙区と松本市選挙区、下伊那郡西南部と飯田市選挙区をそれぞれ合区し、下伊那郡北部を単独の選挙区とすることで決定した。

また、下伊那郡選挙区、飯田市選挙区を合わせ5人となる定数は、これにより、下伊那郡西南部・飯田市選挙区と下伊那郡北部選挙区を合わせると4人になり、この地域で定数1減になることとなった。

(エ) 下伊那郡選挙区見直し案に係る地元意見との調整

その後、上記①の修正案に対して、地元市町村から決定の経過や根拠について説明を求める要望があったことから、正副委員長が下伊那郡の全町村及び飯田市の首長及び議長へ検討経過や見直し案の根拠を説明することとなった。

地元市町村からは、①の修正案の説明に対し、「最も受け入れ難い」、「郡を分けることだけは避けてほしい」、「定数1減はやむを得ないと感じるが、地元で意見交換してほしい」等の意見が出された。

委員会で正副委員長がこの結果を報告し、協議した結果、地元意見を考慮して、②の下伊那郡と飯田市を合区する案も再度検討することとし、また、正副委員長が現地に出向き地元市町村から改めて意見聴取を行うこととなった。

意見聴取では、②も含めた見直し案に対し、「下伊那郡を分割する見直し案は受け入れ難い」、「下伊那郡選挙区を残して定数1減とする案であれば受入を検討できる」、「飯田市との合区は今すぐ納得できる状況にない」、「見直しの決定時期を延ばしてほしい」等の意見があった。

(オ) 下伊那郡選挙区見直し案の決定

上記の結果を踏まえ、再度、委員会で協議した結果、下伊那郡を分割する①の修正案は地元市町村の反対が極めて大きく、また、①の下伊那郡選挙区を現行選挙区のまま定数1減とする案は、最大格差が現行よ

り拡大するため許容できない状況にあり、更に、今回の見直しに必要な周知期間を確保するためには、検討結果をとりまとめる時期になっていることから、再度検討するとして②の下伊那郡を飯田市と合区して定数を1人減員することが適当と決定した。

(2) 地元要望による見直し（佐久市北佐久郡選挙区、小諸市選挙区）

ア 検討経過

佐久市北佐久郡選挙区は、平成19年の改選を機に、それまでの佐久市選挙区と北佐久郡選挙区を任意合区としたものであり、その際、現行の選挙区へ見直す条例改正案に対し、佐久市と立科町、軽井沢町と御代田町をそれぞれ一選挙区とする対案が出され、採決の結果、現行の選挙区に決定している。

今回の特別委員会で検討を進める中、小諸市、軽井沢町、御代田町の各議会議員から当該地域を一の選挙区とすることを求める要望が出されたことを受け、佐久市北佐久郡、小諸市の両選挙区を調査することとした。

イ 選挙区見直しの検討

まず、当該地域における市町村の関係について、各選挙区に隣接する市町村との間において、行政区画、地勢、交通等の関係や、通勤圏、通学圏、商圈といった日常生活圏における関連性を確認した。

その後、要望内容や現地調査の結果を踏まえて、小諸市、軽井沢町、御代田町を合区する試算や将来推計人口に基づく中長期的なシミュレーションの結果を確認した。

なお、格差縮小のための見直しの後に検討をすとしていた当該地域の見直しについて、仮に当該地域の見直し案を上記「(1) 格差縮小のための見直し」の①、②、③及び①の修正案に反映させる場合であっても、いずれも最大格差及び減員となる選挙区への影響はないことを確認した。

各党派での検討を重ねて協議を進めたところ、見直しを求める意見としては、「地元の市町から要望があり、浅麓地区としてのつながりも強い」、「公職選挙法の改正により選挙区の設定単位が郡市から市町村になったことを踏まえ再編すべき」、「見直しにより1人区が解消されるため評価できるが、南佐久郡の佐久市への合区も検討すべき」との意見が出された。

一方、現行の維持を求める意見としては、「市町村の関係を示すデータ等からすると、軽井沢町、御代田町は佐久市との関連性が高く、選挙区を見直す理由が弱い」、「立科町からは現状維持を求める要望もある」等、双方の意見が出された。

以上の状況を踏まえ、意見をとりまとめたところ、当該地域の見直しは

地元市町村からの要望により検討したものであるが、地元市町村のみならず、各党派、委員においても様々な意見があり、また、地域の関連性を示すデータに関しては、当該3市町で新たに合区すべきと言えるほどの状況にはなく、意見集約に至らなかったため、今回の検討では現行の選挙区どおりとすることを決定した。

(3) その他

上記(1)(2)それぞれの検討結果がまとまったところで、選挙区見直しの検討方法を改めて確認したいとの意見が出され、今回の選挙区の見直しは、一票の格差縮小又は市町村からの要望により検討を行い、これらの検討の中で飛び地、1人区も検討する方針によって進めたこと、また、市町村代表者の意見を聴取するため現地調査したことを確認した。

また、飛び地、1人区に関しては今後も更なる検討が必要との意見が出されたほか、今後の見直しについては国勢調査人口の結果を踏まえ改選後に検討すべきとの意見が出された。

第4 検討結果

1 総定数

本県の人口減少や過去の定数削減の経緯等を踏まえ減員することとし、また、国勢調査人口の減少数を基に減員数を1人とすることを決定した。

平成27年一般選挙	58人
今回の見直し結果	57人

(参考)

平成22年から27年における国勢調査人口の減少数 約5.4万人
議員1人当たり人口 (H27国勢調査人口/定数58人) 約3.6万人

2 選挙区

各選挙区の定数をこれまでどおり法律の原則に則り人口比例の方法により配当することを確認した上で、一票の格差の縮小のために、上水内郡、東筑摩郡及び下伊那郡の各選挙区をそれぞれ隣接する選挙区と合区することを決定した。併せて、下伊那郡と飯田市を合区した選挙区で定数の1減を決定した。

地元市町村から見直しの要望があった小諸市、軽井沢町、御代田町の合区は、関係市町村で賛否両論あり、また、地域の関連性を示すデータにおいて合区の根拠が弱いことから、現行どおりとすることを決定した。

[選挙区の合区]

- ・上水内郡選挙区と長野市選挙区を合区 (定数11人)

- ・東筑摩郡選挙区と松本市選挙区を合区（定数7人）
- ・下伊那郡選挙区と飯田市選挙区を合区（定数4人）※1人減員

[選挙区数]	26	→	23	(△3)
[飛び地]	5	→	2	(△3)
[1人区]	11	→	9	(△2)

3 一票の格差

全国の状況、過去の判例、本県の最大格差の推移等を踏まえて決定した「概ね2倍程度を目指す」方針及び「総定数を1人減員する」方針に基づき、平成27年国勢調査人口により選挙区等を見直した結果、最大格差が2.1436倍と平成27年執行一般選挙時の2.2011倍を下回る事となった。

[最大格差]

平成27年一般選挙	2.2011倍	(平成22年国勢調査人口)
今回の見直し結果	2.1436倍	(平成27年国勢調査人口)

(参考)

将来推計人口に基づく中長期的な試算では、当面は概ね2倍程度を維持できる結果となった。